

2014年4月16日

No.199

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 東 篤
富山市下新町 8-16
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

4月15日に**又市征治議員**は、電波法の一部改正案に対する質疑を行い、賛成の立場を明らかにしつつ、法案の問題点を指摘しました。

携帯電話事業者の電波利用料がなぜ軽減されるのか

最初に**又市議員**は、今年から3年間にわたる電波利用料の年平均額が、現行の556億7千万円から444億5千万円に、112億円減額される理由、根拠について質しました。

担当局長は、携帯電話が災害時にはなくてはならないものであること、災害対策のために多額の費用負担を行っていること、携帯電話事業者が災害対策基本法等で指定公共機関指定されており、災害等において自治体と協力する義務が課せられている等を理由としてあげました。

純利益約112億円の純増は国民の理解が得られるか



又市議員は、今回の電波利用料の軽減は、携帯電話事業に何ら新たな義務を課すものではなく、利用料の減額分は他社の利用客を奪うための利用料金の割引合戦や、新たな通話利用料の定額制度導入による実質的割引の原資になるだけではないかと指摘しました。確かに事業者間の競争が激しいほど利用者の支払う利用料金は安くなるが、それが携帯電話事業の健全な発展につながるかは疑問であるとし、料金の割引競争を煽るだけの電波利用料軽減が国民の理解を得られるのかと政府の見解を質しました。

これに対し**新藤総務大臣**は、事業者が負担する電波利用料金の軽減にあたっては有識者の検討会を開催し、報告がまとめられたこと、また国民からの意見も募集したこと、そして軽減分は、サービス向上に使われることを期待していると述べるだけでした。

又市議員は、事業者間の際限のない競争のもとで、本当に消費者にとって安くて、使い勝手の良い携帯電話やスマホが普及し、健全な携帯電話産業が発展するか、冷静に判断する必要があると強調しました。

電話がかかりにくい状態を改善する施策は進んでいるのか

又市議員はさらに、災害等による通信障害や、電波が届きにくい地域への対策について質しました。

担当局長は、長時間にわたる停電に対する対策強化、音声通信の増大時にデータ通信向けの処理機能を切り替える技術開発等への取組み、さらに電話局舎が被災した場合に備えて、小型で移動可能な通信設備の研究開発にも取り組んでいると、答弁しました。

最後に**又市議員**は、携帯電話事業の健全な発展には、民間企業の創意工夫と同時に、国の適切な指導、助言が必要であると述べて、質問を終わりました。